資料7

（別紙）デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン

デジタル臨時行政調査会

２０２２／６／３

代表的なアナログ規制である７項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（１人１現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

○構造改革のためのデジタル原則

- 原則①
  デジタル完結・自動化原則
- 原則②
  アジャイルガバナンス原則
  （機動的で柔軟なガバナンス）
- 原則③
  官民連携原則
  （GtoBtoCモデル）
- 原則④
  相互運用性確保原則
- 原則⑤
  共通基盤利用原則

○　デジタル臨調における適合性の点検・見直し対象の規律の範囲

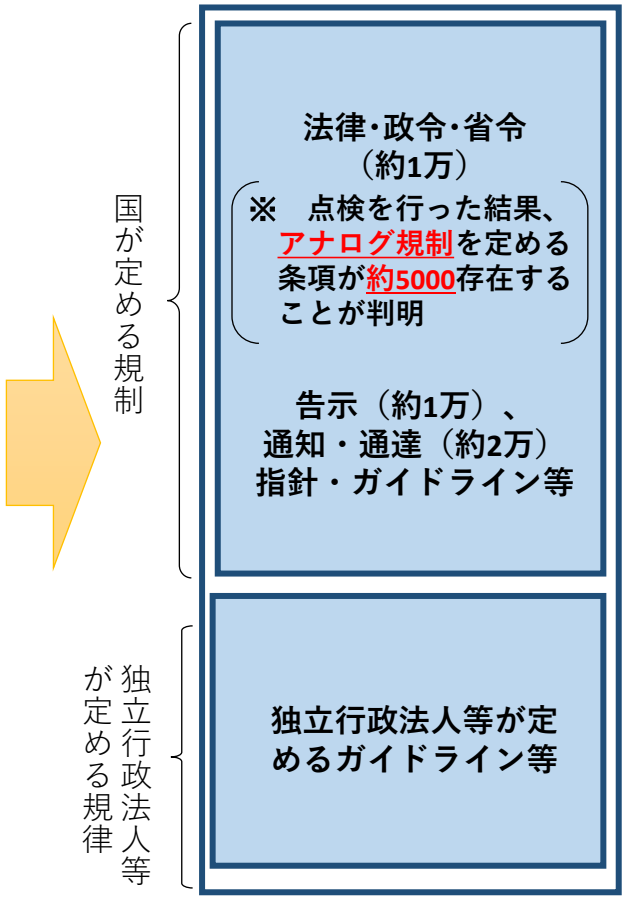

○　一括的見直しに向けた類型化とフェーズの考え方（目視規制・実地監査の例）

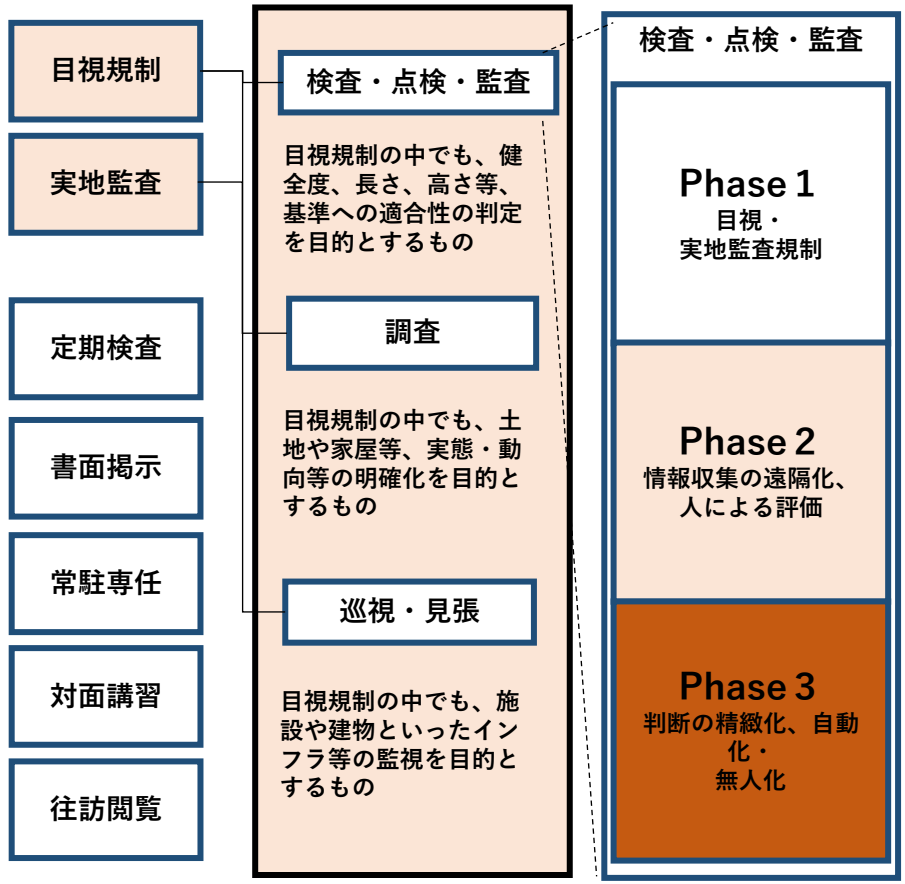

※　地方公共団体が定める規制（条例等）については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しのスケジュール

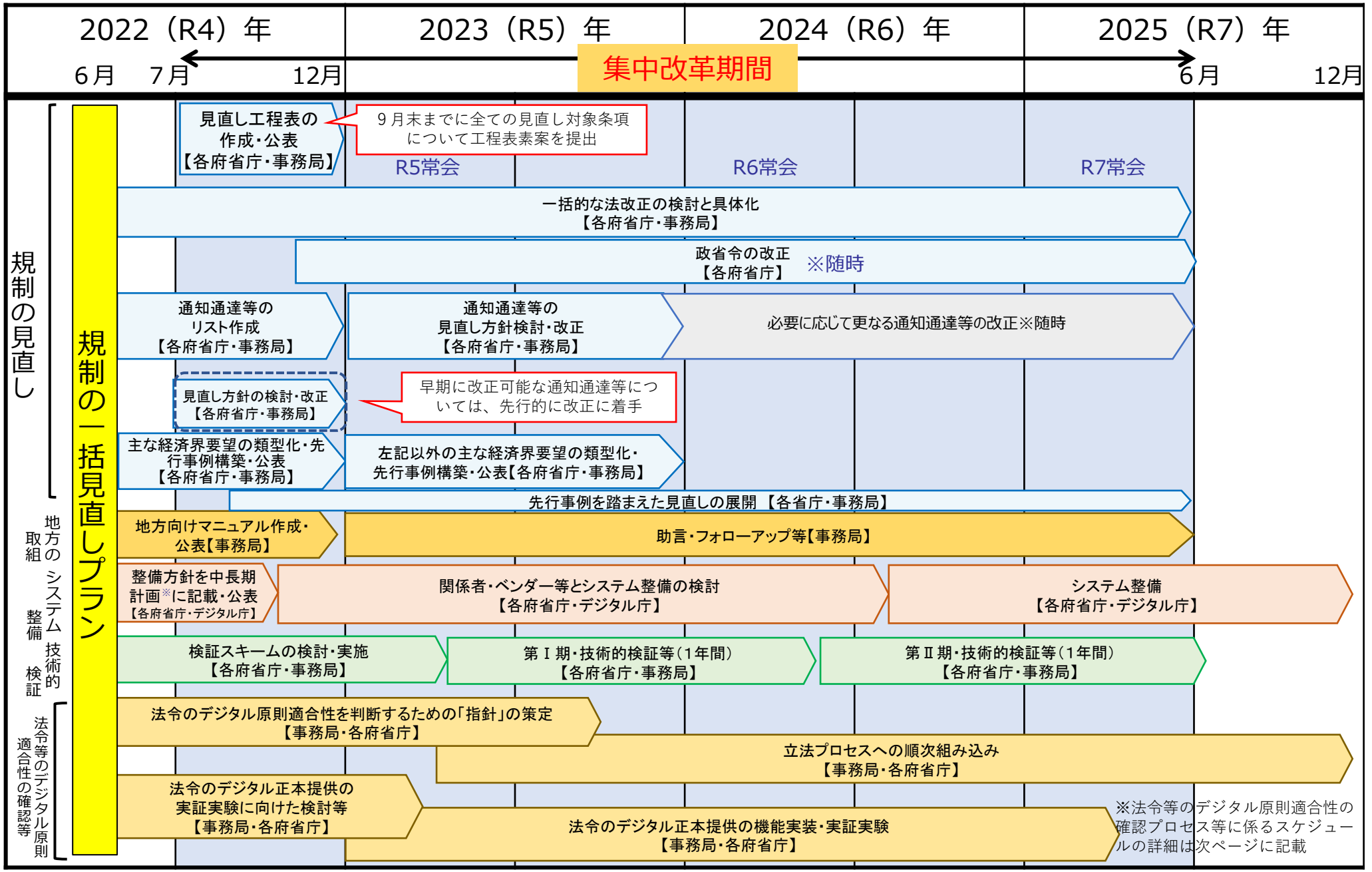

※ 「中長期的計画」とは、各府省庁が、今後五か年における情報システムに係る取組等の基本的な方針等を記載した計画